

新型インフルエンザに対する適切な対応を求める意見書

メキシコをはじめ、世界 40 の国や地域で新型インフルエンザ感染が広がりを見せる中、5 月 16 日には日本国内で海外渡航歴のない感染者が初めて確認された。

このため、我が国は、世界的流行（パンデミック）に対応するため、「行動計画」の第 2 段階（国内発生早期）に移行し、検疫などの水際対策に加え、患者の行動や濃厚接触者に対する調査を徹底し、国内での感染拡大を防止するための措置を講じている。

また、地方自治体においても、国の行動計画に連動した適切な対応が求められることから、札幌市では対策本部を立ち上げ、情報の共有と患者の早期発見と感染拡大防止に努めているところである。

よって、政府においては、下記の事項について、特段の取り組みを行い、国、地方を挙げて迅速かつ万全に対応することができるよう強く要望する。

記

- 1 政府の万全の危機管理体制の下、感染情報やWHOの発する情報などについて、地方自治体への情報提供を行ない、感染拡大の防止策に取り組むこと。
- 2 新型インフルエンザへの対策について、国民への周知を徹底するとともに、相談窓口の整備について、十分な配慮を行うこと。
- 3 新型インフルエンザに対応するワクチンの早期製造に全力を挙げるとともに、国内感染者の発生増加に対応するため、地方自治体と連携して防疫体制の整備を図ること。また、治療薬や防護服などが不足している地方自治体への支援を早急に行うこと。
- 4 今後は、検疫官の大幅な増員など水際での防疫体制に加え、国内感染者の発生増加などにより、地方自治体の負担増加が予想されることから、適切な国からの支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年（2009 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員